

## 尾道市水道局建設工事の検査及び成績評定要綱

平成22年3月31日局長決裁

平成25年1月31日局長決裁

(主旨)

第1条 この要綱は、水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の履行を確認（部分払をする場合に行う履行部分の確認を含む。）するため行う検査（以下「検査」という。）及び工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、検査及び評定の厳正かつ確かな実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、材料検査、中間検査、出来形検査及びしゅん工検査とする。

(検査員)

第3条 検査を行うため検査員を置く。

- 2 材料検査を行う検査員は、尾道市水道局建設工事執行規程（昭和42年水道部管理規程第2号。以下「工事規程」という。）第21条第1項の規定による監督員（以下「監督員」という。）をもって充てる。
- 3 中間検査、出来形検査及びしゅん工検査（以下「中間検査等」という。）は、管理者が命ずる工事施行担当課長以上の職員が行う。ただし、請負代金額が250万円未満の工事に係るしゅん工検査は、当該係長以上の職員が行うことができる。
- 4 管理者は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、その命ずる職員に当該工事の検査を行わせることができる。

(検査の方法)

第4条 検査は、すべて契約書又は請書、設計図書（図面、仕様書、質問回答書）と照合して行わなければならない。

- 2 材料検査は、当該材料の品質、寸法及び数量について行うものとする。
- 3 中間検査は、当該工事の工程、使用材料の適否その他工事が適正に行われるために必要な事項について、別に定める尾道市水道局中間検査実施基準に基づく時期及び方法により行うものとする。
- 4 出来形検査は、工事規程第48条第2項の部分払承認申請書の提出があった場合において当該工事の出来形について行うものとする。
- 5 しゅん工検査は、当該工事の完成した出来形について行うものとする。

(検査の立会等)

第5条 中間検査及びしゅん工検査には、当該工事の受注者のほか監督員の上司である係長以上の職員が立会うものとする。ただし、請負代金額が250万円未満の工事については、立会人を省略することができる。

2 管理者は、必要があると認めるときは、その命ずる職員を中間検査及びしゅん工検査に立会わせることができる。

第6条 第3条第2項から第4項の検査を行った検査員は、検査に不合格の場合においては、工事規程第42条第6項の規定により、直ちに相当の期間を明示して、当該期間内に手直しをさせなければならない。

(再検査)

第7条 第6条の規定により手直しを指示した工事は、履行確認のため再検査を行わなければならない。

(検査調書の作成)

第8条 中間検査、出来形検査及びしゅん工検査を行った検査員は、検査調書(様式第1号)を作成しなければならない。

(評定の対象)

第9条 評定は、請負代金額が250万円以上の請負工事について行うものとする。

(評定の内容)

第10条 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細別
1 施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 高度技術	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	①法令遵守等 ②評価内容の担保 (総合評価方式による発注の場合)

(評定者)

第11条 しゅん工検査において工事成績の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員(第3条第3項又は第4項の規定により当該検査を行う職員をいう。以下同じ。)及び立会人(第5条第1項又は第2項の規定によりしゅん工検査に立会う職員をいう。以下同じ。)とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

(評定の方法)

第12条 しゅん工検査及び中間検査における評定は、別に定める尾道市水道局工事成績評定基準（以下「評定基準」という。）に基づき、工種に対応する様式第2号の工事成績評定表（以下「評定表」という。）により行う。

- 2 しゅん工検査における立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。
- 3 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督員から施工体制及び施工状況等について確認し評定する。
- 4 評定者は、評定基準に定める考査項目別運用表（以下「運用表」という。）の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

(評定結果の提出)

第13条 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、管理者に評定表及び運用表を検査調書に付して提出するものとする。

(評定結果の通知)

第14条 管理者は、しゅん工検査の終了後に、評定の結果を工事成績評定通知書(様式第3号)により当該工事の請負者に通知するものとする。

- 2 評定結果を通知した後、評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定に関する説明依頼書(様式第4号)により、管理者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 管理者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に関する照会事項について(様式第5号)により回答するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

様式第2号（第12条関係）

## 工 事 成 績 評 定 表

工 事 名														業 者 名														
考查項目		立 会 人					検 査 員（中 間）							検 査 員（しゅん工）														
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+3.0	+1.5	0	-6.0	-12.0																						
	II. 配置技術者	+7.0	+3.5	0	-6.0	-12.0																						
2. 施工状況	I. 施工管理	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0	+3.0	+1.5	0	-6.0	-12.0	+3.0	+1.5	0	-6.0	-12.0	+3.0	+1.5	0	-6.0	-12.0	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15.0		
	II. 工程管理	+5.0	+2.5	0	-6.0	-12.0	+2.0	+1.0	0	-3.0	-6.0	+2.0	+1.0	0	-3.0	-6.0												
	III. 安全対策	+7.0	+3.5	0	-7.0	-14.0	+2.0	+1.5	0	-3.0	-6.0	+2.0	+1.5	0	-3.0	-6.0												
	IV. 対外関係	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0																						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形						+12.0	+9.0	+6.0	+3.0	0	-8.0	-16.0	+12.0	+9.0	+6.0	+3.0	0	-8.0	-16.0	+9.0	+7.0	+4.5	+2.0	0	-10.0	-20.0	
	II. 品質						+14.0	+10.5	+7.0	+3.5	0	-11.0	-22.0	+14.0	+10.5	+7.0	+3.5	0	-11.0	-22.0	+14.0	+10.5	+7.0	+3.5	0	-12.5	-25.0	
	III. 出来栄え						+2.0	+1.0			0	-3.0		+2.0	+1.0			0	-3.0		+2.0	+1.0			0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件への対応※2																								+4, +3, +2, +1	0		
5. 創意工夫	I. 創意工夫※3																									0		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※4																								+3, +2, +1, +0.5	0		
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		+ . 点					+ . 点							+ . 点														
評定点（65±加減点合計）※1		① . 点					② . 点							③ . 点														
7. 評定点計※2		④ . 点					・ 中間検査があった場合 : ①×0.3 + (②の平均)×0.3 + ③×0.4 ・ 中間検査が無かった場合 : ①×0.3 + ③×0.7																					
8. 法令遵守等 ※4	I. 法令遵守等																					— . 点						
	II. 評価内容の担保																					— . 点						
9. 評定点合計（7-8）		点（少数点第1位を四捨五入し、整数とする。）																										
所見※5		（立会人）												（検査員）														


- ※1 各評定点（①～③）は、小数点第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事の難易の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、立会人からの報告を受けて検査員が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※4 4. 5は、加点点評価のみとする。また、法令遵守等は減点点評価のみとする。
- ※5 所見は特記事項のある場合に記載する。
- ※6 各考查項目ごとの採点は、立会人は考查項目別運用表（立会人）、検査員は考查項目別運用表（検査員）によるものとする。

様式第3号(第14条関係)

平成 年 月 日

工事成績評定通知書

(受注者)  
所在地  
称号又は名称  
代表者名 様

尾道市長   
(検査担当)

貴社が受注した工事について、尾道市水道局工事の検査及び成績評定要綱に基づき評定をした結果を通知します。

- 1 工 事 名
- 2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 3 完成検査年月日 平成 年 月 日
- 4 評 定 結 果 評定点 点

なお、評定の結果についての詳細説明を求めるときは、この書面を受け取った日から14日(休日を含む。)以内に、尾道市水道局工事の検査及び成績評定要綱様式第5号に必要な事項を記載し、説明を求めることができます。

説明は、書面の郵送をもって行います。

## 項目別評定点

(中間検査あり)

評価項目	細目	評定点 / 満点(点)
1 施工体制	①施工体制一般	/ 3.7
	②配置技術者	/ 4.9
2 施工状況	①施工管理	/ 13.1
	②工程管理	/ 8.1
	③安全対策	/ 8.7
	④対外関係	/ 4.3
3 出来形及び出来栄え	①出来形	/ 14.8
	②品質	/ 17.4
	③出来栄え	/ 9.0
4 高度技術(加点のみ)	高度技術力	/ 5.9
5 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 4.6
6 社会性等(加点のみ)	地域への貢献度	/ 5.5
7 法令遵守等(減点のみ)		/
評定点合計		/ 91

## 項目別評定点

(中間検査なし)

評価項目	細目	評定点 / 満点(点)
1 施工体制	①施工体制一般	/ 3.7
	②配置技術者	/ 4.9
2 施工状況	①施工管理	/ 13.1
	②工程管理	/ 4.3
	③安全対策	/ 4.9
	④対外関係	/ 4.3
3 出来形及び出来栄え	①出来形	/ 13.8
	②品質	/ 17.3
	③出来栄え	/ 9.0
4 高度技術(加点のみ)	高度技術力	/ 10.4
5 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 4.6
6 社会性等(加点のみ)	地域への貢献度	/ 9.7
7 法令遵守等(減点のみ)		/
評定点合計		/ 91

様式第4号(第15条関係)

平成 年 月 日

尾道市長 様

(受注者)

所在地

称号又は名称

代表者名

印

工事成績評定に関する説明依頼書

平成 年 月 日付けで通知のあった次の工事成績について、次のとおり説明を求めます。

工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
完成検査年月日	平成 年 月 日
説明を求める内容	



様式第5号(第15条関係)

平成 年 月 日

(受注者)

所在地

称号又は名称

代表者名 様

尾道市長



工事成績評定に関する照会事項について(回答)

平成 年 月 日付で依頼のありました事項について、次のとおり回答します。

工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
完成検査年月日	平成 年 月 日
説明を求められた 内 容	
回 答	